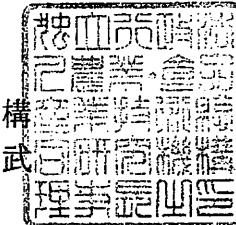


19機構B第100901号  
平成20年 2月12日

埼玉県さいたま市大宮区  
桜木町4-333-13  
レペタ ローレンス 様

独立行政法人  
農業・食品産業技術総合研究機構  
理事長 堀 江



#### 法人文書の開示請求に係る決定について（通知）

平成19年12月13日付けをもって請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、別紙1のとおり、決定しましたので通知します。

※ この決定に異議がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 別紙1

### 1. 開示決定等の内容

1	法人文書の名称等：法人文書1（文書又は図画） 別紙2参照
	決定区分：全部開示
2	<p>法人文書の名称等：法人文書2（文書又は図画）</p> <p>1 平成14年10月抗体作製発注関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 契約決議書</li><li>② 見積書</li><li>③ 振替伝票（計上日付平成14年12月3日）</li><li>④ 検収調書</li><li>⑤ 納品書</li><li>⑥ 振替伝票（計上日付平成14年12月26日）</li><li>⑦ 未払内訳表</li><li>⑧ 請求書</li></ul> <p>2 平成17年9月抗体作製発注関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 契約依頼票</li><li>② 契約決議書</li><li>③ 見積書</li><li>④ 振替伝票（計上日付平成17年9月27日）</li><li>⑤ 検収調書</li><li>⑥ 納品書</li><li>⑦ 振替伝票（計上日付平成17年10月14日）</li><li>⑧ 未払集計表</li><li>⑨ 振替伝票補足票</li><li>⑩ 請求書</li></ul> <p>3 開放系試験栽培届出関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 開放系試験栽培届出書の受理通知</li><li>② 開放系試験栽培届出書</li><li>③ 同上資料1「北陸研究センター研究圃場の所在地付近の見取図・周辺図」</li><li>④ 同上資料2「研究圃場の構造及び規模を示す図面」</li><li>⑤ 同上資料3「説明会の結果」</li><li>⑥ 同上資料4「交雑混入防止措置」</li></ul>

- ⑦ 同上資料 5 「北陸研究センター遺伝子組換え生物等第二種使用実験安全委員会 中央農研遺伝子組換え生物等の第二種使用に関する業務安全管理要領」
- ⑧ 同上資料 6 「第一種使用規定及び生物多様性影響評価書」
- ⑨ 同上資料 7 「研究員の研究履歴及び卒業・修了証明書」
- ⑩ 同上資料 8 「当該遺伝子組換え作物に係る研究を行なうための施設および隔離圃場栽培実験に用いる種子を管理するための施設」
- ⑪ 同上資料 9 「隔離圃場作業室等」
- ⑫ 同上資料 10 「機械類の構造を示す書類」
- ⑬ 同上資料 11 「研究圃場に係る土地の登記事項証明書及び用地実測図」
- ⑭ 同上資料 12 「試験研究機関の資産の状況を確認できる書類」
- ⑮ 同上資料 13 「法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類並びに法人の登記事項証明書」
- ⑯ 「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の規定に基づく届出について」

4 平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書

5 平成18年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書

決定区分：部分開示

不開示部分：

- 1 平成14年10月抗体作製発注関係書類における契約先業者の営業所長名
- 2 平成14年10月抗体作製発注関係書類における契約先業者の業者名、職名、営業所長名、住所、電話番号、FAX番号、口座名義人及び印影
- 3 平成14年10月抗体作製発注関係書類における契約先業者の取引銀行名、口座種別、口座番号及び印影
- 4 平成14年10月抗体作製発注関係書類における当法人の内部組織の取引銀行名及び口座番号
- 5 平成17年9月抗体作製発注関係書類における契約先業者の営業所長名
- 6 平成17年9月抗体作製発注関係書類における契約先業者の業者名、職

- 名、営業所長名、住所、電話番号、FAX番号、口座名義人、印影及び抗体を作製した業者名
- 7 平成17年9月抗体作製発注関係書類における契約先業者の取引銀行名、口座種別、口座番号及び印影
- 8 平成17年9月抗体作製発注関係書類における当法人の内部組織の取引銀行名及び口座番号
- 9 開放系試験栽培届出関係書類における携帯電話番号、研究経歴、氏名及び生年月日
- 10 開放系試験栽培届出関係書類における遺伝子組換え作物に係る研究を行う施設及び隔離ほ場栽培実験に用いる種子を管理するための施設の全体図及び平面図の一部
- 11 平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における購入物品の使用目的及び実施研究課題名
- 12 平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における当法人の内部組織名
- 13 平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における担当者の職名及び氏名
- 14 平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における事業の成果
- 15 平成18年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における購入物品の使用目的及び実施研究課題名
- 16 平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における当法人の内部組織名
- 17 平成18年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における担当者の職名及び氏名
- 18 平成18年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書における事業の成果

決定に係る該当条項：

- 1 法第5条第1号：不開示部分1、5、9、13及び17
- 2 法第5条第2号イ：不開示部分2、3、6及び7
- 3 法第5条第4号ニ：不開示部分10、11、14、15及び18
- 4 法第5条第4号ホ：不開示部分10、11、12、14、15、16  
及び18
- 5 法第5条第4号ト：不開示部分4及び8

不開示理由：

1 法第5条第1号による不開示情報

(1) 不開示部分1について

不開示部分1は、一般に公開されていない個人に関する情報であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(2) 不開示部分5について

不開示部分5は、一般に公開されていない個人に関する情報であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(3) 不開示部分9について

不開示部分9は、一般に公開されていない個人に関する情報であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(4) 不開示部分13について

不開示部分13は、一般に公開されていない個人に関する情報であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(5) 不開示部分17について

不開示部分17は、一般に公開されていない個人に関する情報であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

2 法第5条第2号イによる不開示情報

(1) 不開示部分2について

不開示部分2は、契約先業者を特定できる情報であり、これが明らかになると、納入価格がライバル会社に知られる可能性があり、また、当該業者やその社員が不当な抗議を受けたり、当該業者やその社員の営業に圧力をかけられたりされるなどのおそれもあり、かつ、一般に公開されていない経理に関する内部管理情報も含まれており、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 不開示部分 3 について

不開示部分 3 は、一般に公開されていない経理に関する内部管理情報であり、「法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 不開示部分 6 について

不開示部分 6 は、契約先業者又は抗体を作製した業者を特定できる情報であり、これが明らかになると、納入価格がライバル会社に知られる可能性があり、また、当該業者やその社員が不当な抗議を受けたり、当該業者やその社員の営業に圧力をかけられたりされるなどのおそれもあり、かつ、一般に公開されていない経理に関する内部管理情報も含まれており、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(4) 不開示部分 7 について

不開示部分 7 は、一般に公開されていない経理に関する内部管理情報であり、「法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

### 3 法第 5 条第 4 号二による不開示情報

(1) 不開示部分 10 について

不開示部分 10 には、①「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験（以下「隔離圃場栽培実験」という。）」又は②隔離圃場栽培実験の適法性を基礎づける「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」に関する情報が記載されているところ、現在、新潟地方裁判所高田支部において隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟が係属中である。

従って、不開示部分 10 に記載された情報は、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 不開示部分 11 について

不開示部分 11 には、①「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験（以下「隔離圃場栽培実験」という。）」又は②隔離圃場栽培実験の適法性を基礎づける「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」に関する情報が記載されているところ、現在、新潟地方裁判所高田支部において隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟が係属中である。

従って、不開示部分 11 に記載された情報は、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、争訟に係る

事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不  
当に害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 不開示部分14について

不開示部分14には、①「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験（以下「隔離圃場栽培実験」という。）」又は②隔離圃場栽培実験の適法性を基礎づける「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」に関する情報が記載されているところ、現在、新潟地方裁判所高田支部において隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟が係属中である。

従って、不開示部分14に記載された情報は、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不  
当に害するおそれがあるもの」に該当する。

(4) 不開示部分15について

不開示部分15には、①「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験（以下「隔離圃場栽培実験」という。）」又は②隔離圃場栽培実験の適法性を基礎づける「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」に関する情報が記載されているところ、現在、新潟地方裁判所高田支部において隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟が係属中である。

従って、不開示部分15に記載された情報は、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不  
当に害するおそれがあるもの」に該当する。

(5) 不開示部分18について

不開示部分18には、①「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験（以下「隔離圃場栽培実験」という。）」又は②隔離圃場栽培実験の適法性を基礎づける「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」に関する情報が記載されているところ、現在、新潟地方裁判所高田支部において隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟が係属中である。

従って、不開示部分18に記載された情報は、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不  
当に害するおそれがあるもの」に該当する。

#### 4 法第5条第4号ホによる不開示情報

(1) 不開示部分10について

不開示部分10は、遺伝子組換え作物に係る研究を行う施設及び隔離

ほ場栽培実験に用いる種子を管理するための施設に関する情報であり、当該施設が特定されることにより研究への妨害などを受けるおそれがあり、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 不開示部分11について

不開示部分11は、どのような研究を行って、何を開発しようとしているかなど、その研究のアイディアのヒントが判明しうるものであり、「独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 不開示部分12について

不開示部分12は、ゲノム育種研究を実施している当法人の内部組織に関する情報であり、当該内部組織名が公にされることにより、当該内部組織が行う研究への妨害などを受けるおそれがあり、「独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(4) 不開示部分14について

不開示部分14には、当法人が行う事業の一環であるゲノム育種研究に関する情報であり、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(5) 不開示部分15について

不開示部分15は、どのような研究を行って、何を開発しようとしているかなど、その研究のアイディアのヒントが判明しうるものであり、「独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(6) 不開示部分16について

不開示部分16は、ゲノム育種研究を実施している当法人の内部組織に関する情報であり、当該内部組織名が公にされることにより、当該内部組織が行う研究への妨害などを受けるおそれがあり、「独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(7) 不開示部分18について

不開示部分18には、当法人が行う事業の一環であるゲノム育種研究に関する情報であり、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

## 5 法第5条第4号トによる不開示情報

### (1) 不開示部分4について

不開示部分4は、一般に公開されていない当法人の内部組織の経理に関する内部管理情報であり、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する。

### (2) 不開示部分8について

不開示部分8は、一般に公開されていない当法人の内部組織の経理に関する内部管理情報であり、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する。

## 6 結語

従って、不開示部分1、5、9、13及び17は法第5条第1号に定める不開示事由に該当し、不開示部分2、3、6及び7は法第5条第2号イに定める不開示事由に該当し、不開示部分10、11、14、15及び18は法第5条第4号ニに定める不開示事由に該当し、不開示部分10、11、12、14、15、16及び18は法第5条第4号ホに定める不開示事由に該当し、不開示部分4及び8は法第5条第4号トに定める不開示事由に該当するため、不開示情報となる。

## 3 法人文書の名称等：法人文書3（文書又は図画）

下記の作成者によるすべての実験ノート、或いは実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート、ラボノート、ラボラトリーカード、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他名称のいかんを問わず実験の生データ（raw data）を記録したすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）

記

ア 川田 元滋 氏  
イ 矢頭 治 氏  
ウ 平八重一之 氏  
エ 大島 正弘 氏

決定区分：不開示

決定に係る該当条項：

- 1 法第5条第4号ホ
- 2 法第5条第4号ニ

決定理由：

1 法第5条第4号ホによる不開示情報

法人文書3に記載されている情報は、当法人が行う事業の一環である遺伝子組換え作物の研究に係る実験に関する情報であり、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

2 法第5条第4号ニによる不開示情報

(1) 法人文書3には、①「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験（以下「隔離圃場栽培実験」という。）」又は②隔離圃場栽培実験の適法性を基礎づける「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」に関する情報が記載されているところ、現在、新潟地方裁判所高田支部において隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟が係属中である。

(2) 従って、法人文書3に記載された情報は、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」に該当する。

3 結語

従って、法人文書3は、法第5条第4号ホ及びニに定める不開示事由に該当するため、不開示情報となる。

※ なお、実験に関する情報が記載されていても、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものについては、情報公開の対象とはなりません（法第2条第2項第1号）。しかしながら、ご要望であれば、本件請求とは関係なく、別途、当該実験に関する情報が掲載された掲載誌名・発行元についてお知らせすることも可能です。

## 別紙2

### 開示する文書名

- 1 第一種使用規程承認申請書（AD41）
- 2 第一種使用規程承認申請書（AD48）
- 3 第一種使用規程承認申請書（AD51）
- 4 第一種使用規程承認申請書（AD77）
- 5 第一種使用規程承認申請書（AD97）
- 6 開放系試験栽培交雑確認報告書
- 7 「野菜由来の新規ディフェンシン遺伝子を導入したいもち病抵抗性組換えイネ系統」に関する文書
- 8 「複合病害抵抗性を示すディフェンシン遺伝子導入組換えイネ系統」に関する文書
- 9 「隔離温室内で行う組換えイネのいもち病抵抗性検定法」に関する文書
- 10 「我が国独自の組換え技術を統合した複合病害抵抗性組換えイネの作出法」に関する文書
- 11 「いもち病と白葉枯病に強い、複合病害抵抗性組換えイネ系統の作出」に関する文書
- 12 「北陸研究センターで隔離圃場栽培実験を行なっている遺伝子組換えイネについて及び平成17年度の遺伝子組換えイネ隔離圃場栽培実験の経過」に関する文書
- 13 「複数の病害に抵抗性をもつ遺伝子組換えイネの平成17年隔離圃場栽培実験」に関する文書
- 14 「平成18年度隔離圃場栽培実験の計画」に関する文書
- 15 「世界で初めていもち病と白葉枯病の両方に抵抗性を示す組換えイネ系統の作出」に関する文書
- 16 「カラシナ由来の遺伝子で、2大病害に抵抗性をもつイネ」に関する文書
- 17 「複数の病害に抵抗性をもつ遺伝子組換えイネについて－平成17年度隔離圃場栽培実験の経緯－」に関する文書
- 18 「いもち病と白葉枯病に強い、複合病害抵抗性組換えイネ系統の作出に成功」
- 19 「我が国独自の技術で安心な組換えイネを開発」
- 20 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験説明会」のご案内』
- 21 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験」における田植え作業の公開について』
- 22 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験」における第2回田植え作業の公開について』
- 23 「遺伝子組換えイネ栽培実験における交雫に関するモニタリングの結果について」
- 24 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の平成18年度隔離圃場栽培実験説明会」開催のご案内』
- 25 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験」における田植え作業の公開について』
- 26 「平成18年度遺伝子組換えイネ栽培実験における新潟県条例にもとづく交雫に

関するモニタリングの結果について」

- 2 7 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の栽培実験」における組換えイネの刈り取り作業について』
- 2 8 「遺伝子組換えイネ栽培実験における第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針にもとづく交雑に関するモニタリングの結果について」
- 2 9 「遺伝子組換えイネの隔離圃場栽培実験-カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験について-」
- 3 0 隔離圃場栽培実験説明会の配布資料
- 3 1 参議院院内集会の配布資料
- 3 2 田植え見学会（2005年5月26日）の配布資料
- 3 3 上越市農業委員会講演の配布資料
- 3 4 JA新潟県中央会講演の配布資料
- 3 5 JA新潟県中央会部課長会議講演の配布資料
- 3 6 上越市商工会講演の配布資料
- 3 7 近隣説明会の配布資料
- 3 8 農業委員会講演会の配布資料
- 3 9 隔離圃場栽培実験説明会の配布資料
- 4 0 田植え見学会（2006年7月21日）の配布資料
- 4 1 上越市建設業界講演の配布資料
- 4 2 稲刈り見学会の配布資料
- 4 3 新潟県庁に説明した際の資料
- 4 4 JAえちご上越に説明した際の資料
- 4 5 新潟県改良普及所に説明した際の資料
- 4 6 上越市役所に説明した際の資料
- 4 7 JA新潟中央会に説明した際の資料
- 4 8 地元農家配布資料
- 4 9 隣接農家配布資料
- 5 0 新潟県議会産業経済委員会に説明した際の資料
- 5 1 津南町長への送付資料
- 5 2 技術会議に説明した際の資料
- 5 3 新潟県庁に説明した際の資料
- 5 4 上越市農業委員会に説明した際の資料
- 5 5 中江土地改良区に説明した際の資料
- 5 6 北陸農政局に説明した際の資料
- 5 7 JAえちご上越に説明した際の資料
- 5 8 新道土地改良区に説明した際の資料
- 5 9 「7月7日の新潟日報に掲載された意見広告について」